

「三位一体の改革」に関する意見書

政府与党は12月15日に決定した「平成18年度税制改正大綱」において、「三位一体の改革」に伴う国から地方への税源移譲を決定し、平成19年度以降の個人住民税の税率を道府県民税4%、市町村民税6%としたところである。

道府県民税と市町村民税の税率配分については、住民サービスに密着する一方で比較的財政基盤の弱い基礎自治体に手厚く配分することが必要である。また、住民税の税率構造の改革については、税源の偏在に伴う自治体間の財政格差を一定程度是正することは必要であるものの、補助負担金の削減額を大幅に下回る措置は行き過ぎたものであり、多様な幅で平均税率が分布している市町村の実態に目が配られていないものと言わざるを得ない。加えて、平均税率が比較的高い自治体はおおむね不交付団体であることから、普通交付税による財源調整の対象とならないため事態はより深刻である。

また、本大綱では、平成11年度から継続している「恒久的減税」のうち、定率減税の廃止に加え、個人住民税の最高税率の特例を廃止し、法人税率の特例を本則の制度とするとしているところであるが、国の政策減税としての「恒久的減税」については、地方税の減収は普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体に対して交付される地方特例交付金と減税補てん債により実質的に補てんされてきた経緯がある。定率減税の廃止は自治体にとっての増収になるが、その他の減税影響は、財源措置が行われなければ、自治体経営に重大な影響を及ぼすこととなる。

よって、本市議会は、政府に対し、「三位一体の改革」に当たり、基礎自治体としての市町村の実情を十分踏まえ、地方交付税の不交付団体を含めた都市財政の充実強化に資する税源移譲を実現するため、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 「三位一体の改革」による国庫補助負担金及び都支出金の削減影響額が税源移譲額を上回る自治体に対しては、財源不足の影響を実質的に補てんする交付金制度を創設するなど、具体的な財源補てん策を講じること。
- 2 「恒久的減税」の廃止にかかわらず、定率減税廃止分を除く減収影響額に対する地方特例交付金等の財源補てん措置については、引き続き継続をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄